

○高知県資源管理方針 新旧対照表

| 改正案  | 現 行   |
|--|---|
| <p>○高知県資源管理方針<br/>           漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第1項の規定に基づき、高知県資源管理方針を次のように定めたので、同条第6項の規定に基づき公表する。<br/> <u>令和6年3月21日</u><br/>           高知県知事 濱田 省司</p> <p>高知県資源管理方針</p> <p>第1～8 [略]</p> <p>(別紙1-1)～(別紙1-3) [略]</p> <p>(別紙1-4)</p> <p>第1 特定水産資源<br/>           くろまぐろ（小型魚）</p> <p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等<br/>           (1) [略]</p> <p>(2) 対象とする漁業<br/>           ア 高知県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業 <u>（養殖用種苗以外）</u><br/>           高知県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ（小型魚）を採捕する漁業（大型定置漁業、小型定置漁業及び小型定置網漁業を除く。）<u>のうち、養殖用種苗以外の採捕を目的とした漁業</u><br/>           イ <u>高知県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（養殖用種苗）</u><br/>           高知県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ（小型魚）を採捕する漁業（大型定置漁業、小型定置</p> | <p>○高知県資源管理方針<br/>           漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第1項の規定に基づき、高知県資源管理方針を次のように定めたので、同条第6項の規定に基づき公表する。<br/> <u>令和5年3月15日</u><br/>           高知県知事 濱田 省司</p> <p>高知県資源管理方針</p> <p>第1～8 [略]</p> <p>(別紙1-1)～(別紙1-3) [略]</p> <p>(別紙1-4)</p> <p>第1 特定水産資源<br/>           くろまぐろ（小型魚）</p> <p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等<br/>           (1) [略]</p> <p>(2) 対象とする漁業<br/>           ア 高知県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業<br/>           高知県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ（小型魚）を採捕する漁業（大型定置漁業、小型定置漁業及び小型定置網漁業を除く）</p> |

漁業及び小型定置網漁業を除く。)のうち、養殖用種苗の採捕を目的とした漁業

ウ 高知県くろまぐろ(小型魚)定置漁業  
大型定置漁業、小型定置漁業及び小型定置網漁業

(3) 知事管理区分及び漁獲可能期間

| 管理区分                                   | 漁獲可能期間          |
|--|-----------------|
| 高知県くろまぐろ(小型魚)漁船漁業(養殖用種苗以外)(4月から6月まで)   | 4月1日から6月30日まで   |
| 高知県くろまぐろ(小型魚)漁船漁業(養殖用種苗以外)(7月から9月まで)   | 7月1日から9月30日まで   |
| 高知県くろまぐろ(小型魚)漁船漁業(養殖用種苗以外)(10月から12月まで) | 10月1日から12月31日まで |
| 高知県くろまぐろ(小型魚)漁船漁業(養殖用種苗以外)(1月から3月まで)   | 1月1日から3月31日まで   |
| 高知県くろまぐろ(小型魚)漁船漁業(養殖用種苗)(4月から9月まで)     | 4月1日から9月30日まで   |
| 高知県くろまぐろ(小型魚)定置漁業(4月から6月まで)            | 4月1日から6月30日まで   |
| 高知県くろまぐろ(小型魚)定置漁業(7月から9月まで)            | 7月1日から9月30日まで   |
| 高知県くろまぐろ(小型魚)定置漁業(10月から12月まで)          | 10月1日から12月31日まで |
| 高知県くろまぐろ(小型魚)定置漁業(1月から3月まで)            | 1月1日から3月31日まで   |

(4) [略]

イ 高知県くろまぐろ(小型魚)定置漁業  
大型定置漁業、小型定置漁業及び小型定置網漁業

(3) 知事管理区分及び漁獲可能期間

| 管理区分                          | 漁獲可能期間          |
|-------------------------------|-----------------|
| 高知県くろまぐろ(小型魚)漁船漁業(4月から6月まで)   | 4月1日から6月30日まで   |
| 高知県くろまぐろ(小型魚)漁船漁業(7月から9月まで)   | 7月1日から9月30日まで   |
| 高知県くろまぐろ(小型魚)漁船漁業(10月から12月まで) | 10月1日から12月31日まで |
| 高知県くろまぐろ(小型魚)漁船漁業(1月から3月まで)   | 1月1日から3月31日まで   |
| 高知県くろまぐろ(小型魚)定置漁業(4月から6月まで)   | 4月1日から6月30日まで   |
| 高知県くろまぐろ(小型魚)定置漁業(7月から9月まで)   | 7月1日から9月30日まで   |
| 高知県くろまぐろ(小型魚)定置漁業(10月から12月まで) | 10月1日から12月31日まで |
| 高知県くろまぐろ(小型魚)定置漁業(1月から3月まで)   | 1月1日から3月31日まで   |

(4) [略]

### 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね9割を以下の表の割合に沿ってそれぞれの知事管理区分に按分し、残りのおおむね1割を本県の留保とする。知事管理区分において漁獲可能量の超過が発生した場合には、超過した数量を翌管理区分から差し引くこととする。また、1月から3月の知事管理区分を除き、知事管理区分において未利用分が発生した場合には、当該未利用分のうちおおむね9割を翌管理区分へ繰り越し、残りのおおむね1割を留保とする。繰越しの際に生じる留保については、1月から3月の知事管理区分に補填することとする。管理年度の末日において、知事管理区分全体の漁獲量の総和が知事管理漁獲可能量の総和を超過した場合には、管理年度開始当初に設定した留保から補填することとする。

融通により本県に配分された漁獲可能量が増加した場合には、当該増加数量のすべてを、以下の表の管理区分別の割合に沿って、漁獲可能期間が終了していない管理期間の割合の合計を分母とし、漁獲可能期間が終了していない各管理期間の割合を分子とした係数を用いて知事管理区分に按分することとする。

また、高知県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業及び高知県くろまぐろ（小型魚）定置漁業間での融通による漁獲可能量の変更については、別途要領に定めることとする。

令和5年のWC P F C年次会合で合意された措置に基づく係数による不等量交換については、関係漁業者間で合意が整った場合において、国に要望を行い、当該合意が整った漁業について、認められた範囲内で行うものとする。

### 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね9割を以下の表の割合に沿ってそれぞれの知事管理区分に按分し、残りのおおむね1割を本県の留保とする。知事管理区分において漁獲可能量の超過が発生した場合には、超過した数量を翌管理区分から差し引くこととする。また、1月から3月の知事管理区分を除き、知事管理区分において未利用分が発生した場合には、当該未利用分のうちおおむね9割を翌管理区分へ繰り越し、残りのおおむね1割を留保とする。繰越しの際に生じる留保については、1月から3月の知事管理区分に補填することとする。管理年度の末日において、知事管理区分全体の漁獲量の総和が知事管理漁獲可能量の総和を超過した場合には、管理年度開始当初に設定した留保から補填することとする。

融通により本県に配分された漁獲可能量が増加した場合には、当該増加数量のすべてを、以下の表の管理区分別の割合に沿って、漁獲可能期間が終了していない管理期間の割合の合計を分母とし、漁獲可能期間が終了していない各管理期間の割合を分子とした係数を用いて知事管理区分に按分することとする。

また、高知県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業及び高知県くろまぐろ（小型魚）定置漁業間での融通による漁獲可能量の変更については、別途要領に定めることとする。

表 管理区分別の割合

|                       | 4月から6月<br>まで | 7月から9月<br>まで | 10月から12<br>月まで | 1月から3月<br>まで |
|-----------------------|--------------|--------------|----------------|--------------|
| 漁船漁業<br>(養殖用種<br>苗以外) | 7.1%         | 0.1%         | 24.7%          | 13.8%        |
| 漁船漁業<br>(養殖用種<br>苗)   | 8.1%         |              |                |              |
| 定置漁業                  | 18.4%        | 3.0%         | 17.3%          | 7.5%         |

(別紙1-5)

第1 特定水産資源

くろまぐろ(大型魚)

第2 [略]

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね9割を以下の表の割合に沿ってそれぞれの知事管理区分に按分し、残りのおおむね1割を本県の留保とする。知事管理区分において漁獲可能量の超過が発生した場合には、超過した数量を翌管理区分から差し引くこととする。また、1月から3月の知事管理区分を除き、知事管理区分において未利用分が発生した場合には、当該未利用分のうちおおむね9割を翌管理区分へ繰り越し、残りのおおむね1割を留保とする。繰越しの際に生じる留保については、1月から3月の知事管理区分に補填することとする。管理年度の末日において、知事管理区分全体の漁獲量の総和が知事管理漁獲可能量の総和を超過した場合には、管理年度開始当初に設定した留保から補填することとする。

表 管理区分別の割合

|      | 4月から6月<br>まで | 7月から9月<br>まで | 10月から12<br>月まで | 1月から3月<br>まで |
|------|--------------|--------------|----------------|--------------|
| 漁船漁業 | 7.1%         | 8.2%         | 24.7%          | 13.8%        |
| 定置漁業 | 18.4%        | 3.0%         | 17.3%          | 7.5%         |

(別紙1-5)

第1 特定水産資源

くろまぐろ(大型魚)

第2 [略]

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね9割を以下の表の割合に沿ってそれぞれの知事管理区分に按分し、残りのおおむね1割を本県の留保とする。知事管理区分において漁獲可能量の超過が発生した場合には、超過した数量を翌管理区分から差し引くこととする。また、1月から3月の知事管理区分を除き、知事管理区分において未利用分が発生した場合には、当該未利用分のうちおおむね9割を翌管理区分へ繰り越し、残りのおおむね1割を留保とする。繰越しの際に生じる留保については、1月から3月の知事管理区分に補填することとする。管理年度の末日において、知事管理区分全体の漁獲量の総和が知事管理漁獲可能量の総和を超過した場合には、管理年度開始当初に設定した留保から補填することとする。

融通により本県に配分された漁獲可能量が増加した場合には、当該増加数量のすべてを、以下の表の管理区分別の割合に沿って、漁獲可能期間が終了していない管理期間の割合の合計を分母とし、漁獲可能期間が終了していない各管理期間の割合を分子とした係数を用いて知事管理区分に按分することとする。

また、高知県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業及び高知県くろまぐろ（大型魚）定置漁業間での融通による漁獲可能量の変更については、別途要領に定めることとする。

令和5年のWCPFC年次会合で合意された措置に基づく係数による不等量交換については、関係漁業者間で合意が整った場合において、国に要望を行い、当該合意が整った漁業について、認められた範囲内で行うものとする。

(別紙1-6)～(別紙3-8) [略]

融通により本県に配分された漁獲可能量が増加した場合には、当該増加数量のすべてを、以下の表の管理区分別の割合に沿って、漁獲可能期間が終了していない管理期間の割合の合計を分母とし、漁獲可能期間が終了していない各管理期間の割合を分子とした係数を用いて知事管理区分に按分することとする。

また、高知県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業及び高知県くろまぐろ（大型魚）定置漁業間での融通による漁獲可能量の変更については、別途要領に定めることとする。

(別紙1-6)～(別紙3-8) [略]